

## 業務委託契約書（案）

契約件名 熊本高等専門学校熊本キャンパス飲料自動販売機設置及び管理運営業務委託

委託者 独立行政法人国立高等専門学校機構熊本高等専門学校 契約担当役 事務部長 佐藤 敏明 と受託者 ●●●●●● は、上記の業務（以下、「本件業務」という。）について、次の条項によって業務委託契約を締結するものとする。

第1条 委託者は、本校学生及び教職員に対する福利厚生の実施のために飲料自動販売機を設置し、飲料を安定して提供するため、本件業務を受託者に委託する。

第2条 受託者は、企画条件及び企画提案書の内容を遵守し、別紙2の場所に飲料自動販売機を設置し、販売を行うものとする。

2 飲料自動販売機の設置費用、保守管理・維持及び修理に要する費用は、受託者が負担するものとする。

第3条 本件業務の委託期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

第4条 委託者は、本件業務委託に伴う対価を支払わないものとする。

第5条 委託者は、受託者に飲料自動販売機設置のための土地及び建物を無償で使用させるものとする。

第6条 受託者は、飲料自動販売機設置のため使用する土地及び建物を他の用途に供してはならない。

2 受託者は、飲料自動販売機設置のため使用する土地及び建物を他の者に転貸し、または担保に供してはならない。

第7条 受託者が設置する飲料自動販売機の稼働に要する光熱水料は、委託者の請求に基づき受託者が負担する。

2 受託者は、委託者の光熱水料算定のため、必要に応じ、使用量検針用子メーターを受託者の負担において設置するものとする。

第8条 受託者は、毎月の売上高に売上手数料率（●●%）を乗じた売上手数料を四半期ごとに本校指定の口座へ期限までに納付するものとする。なお、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

2 受託者は、毎月の売上高及び売上数量を、月末締めにて翌月の10日までに委託者に報告するものとする。

3 振込手数料は受託者の負担とする。

第9条 飲料自動販売機設置場所に設置する空き缶等の分別回収容器は、受託者の負担により設置するものとする。

2 分別回収容器の修理・更新等を必要とする場合は、受託者の負担により速やかに実施するものとする。

第10条 受託者は、飲料自動販売機の移動、または撤去について、委託者から要望がある場合は、速やかに対応するものとし、移動、または撤去に要する費用は受託者が負担するものとする。ただし、一次的な電源工事は本校の負担により実施する。

第11条 受託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、3年間の予定売上手数料の10分の1に相当する額を違約金として委託者が指定する期日までに支払わなければならない。

一 受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は受託者が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者又は受託者が構成員である事業者団体に対して、同法第61条第1項に規定する排除措置命令又は同法第62条第1

項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、受託者が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など委託者に金銭的損害が生じない行為として、受託者がこれを証明し、その証明を委託者が認めたときは、この限りでない。

二 公正取引委員会が、受託者に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三 受託者（受託者が法人の場合においては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、委託者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 受託者は、この契約に関して、第1項の各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を委託者に提出しなければならない。

4 委託者は、受託者が第1項各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

第12条 委託者は、受託者が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 受託者は、正当な理由なく本契約を解除するときは、3年間の予定売上手数料の10分の1に相当する額を違約金として委託者が指定する期日までに支払わなければならない。

第13条 受託者は、本契約が終了したときは、受託者の負担により直ちに飲料自動販売機を撤去し、委託者の指定する期日までに原状回復するものとする。

第14条 受託者は、飲料自動販売機に起因する事故等による委託者または第三者への賠償について、受託者の責任において行うものとする。

2 受託者は、この契約の定める義務を履行しないために委託者に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として委託者に支払わなければならない。

3 受託者は、委託者が業務上計画的に実施する停電に起因して被る損害賠償の請求は行わない。

第15条 委託者は、本校学生、教職員及び来学者が安心して商品を購入することができるよう飲料自動販売機の設置、管理及び商品の販売に関し、善良なる管理者の注意を以ってこれを行わなければならない。

第16条 この契約に定めのない事項又はこの契約内容に疑義を生じた場合は、委託者・受託者協議のうえ定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、委託者・受託者は次に記名し印を押すものとする。  
なお、この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

委託者 熊本県八代市平山新町2627  
独立行政法人国立高等専門学校機構  
熊本高等専門学校  
契約担当役 事務部長 佐藤 敏明

受託者

代理人